

農林水産省政策評価会農村振興局専門部会

平成 21 年 3 月 3 日 (火)

農 林 水 産 省

○三浦農村計画課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから農林水産省政策評価会農村振興局専門部会を開催いたします。

私、本専門部会の事務局を務めております農村計画課長の三浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。私から向かいまして右の方から山下委員でございます。

今回から新たに委員をお引き受けいただきました内山委員でございます。

柏委員でございます。

青山委員でございます。

今日は政策評価会の委員にも御出席を賜っておりますので、御紹介を申し上げます。

田中委員でございます。

野中委員でございます。

最後に守友部会長でございます。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、吉村農村振興局長から最初にあいさつを申し上げます。

○吉村農村振興局長 それでは、農林水産省政策評価会農村振興局専門部会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

はじめに、委員の皆様におかれまして大変お忙しい中、本専門部会に御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

御案内のことかと思えますけれども、私ども食料・農業・農村基本計画というものを持っており、これまでのいろいろな状況変化を踏まえて、現在、改訂作業に着手しているところであります。その際に、もちろん、世界の食料状況、国際的な状況の変化あるいは農業農村の現在の状況というものを踏まえて見直しをしていくことになるわけでありまして、一方で私どもがこれまで進めてきた施策の政策評価をするということも、今非常に重要なことだと思っております。このためにこれまでもP D C Aサイクルの活用によりまして、施策の成果を検証して今後の施策に反映させてきているわけでございます。

この専門部会はそういった観点から、平成 13 年 3 月より農村振興局の施策を政策評価するということで差し当たってお願いをしてきているところであります。私自身も平成 13 年の 1 月から農村政策課長というこの部会の担当課長をいたしておりまして、当初政策評価そのものの進め方というのも試行錯誤的などころがあって、大変委員の先生方には御迷惑をおかけしながら進めたことを記憶しております。その当時はこの専門部会の役割というのも主として事業採択の透明性を確保するというところだったわけでありまして。その後、予算の仕組みというのも大分変化をしまして、今日では事後評価ということを中心をお願いをしているところでございます。

本年度の専門部会におきましては、2点について御意見をいただきたいというふうに考えております。1点目は平成 19 年度まで実施した地域バイオマス利活用交付金及び元気な地域づくり交付金等の施策効果の事後評価結果についてであります。第2に、平成 21 年度から実施手続の一部を

改正いたします地域バイオマス利活用交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関する実施手続の一部改正であります。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

○三浦農村計画課長 それでは、吉村局長におかれましては所用のためここで退席させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

次に当局の出席者を御紹介申し上げます。

皆様方から向かいます、右の方からですが、白山農村整備官付企画官でございます。

三橋農村整備調査官でございます。

秋永中山間地域振興課課長補佐でございます。

二平中山間地域振興課課長補佐でございます。

仲家中山間地域振興課長でございます。

続きまして、本日の配布資料の確認をいたします。

まず、資料の1、2、3はそれぞれ薄い1枚紙で議事次第、座席表、名簿となっております。

厚みのある資料の4「事後評価結果について」、資料5「実施手続の一部改正について」、それから資料6「第10回農村振興局専門部会の指摘事項への対応について」、それから最後に参考資料として参考資料1と2を1つに綴じたものがございます。

以上が本日の配布資料でございますので、不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、これ以降は守友部会長に議事を進行していただきたいと思います。守友部会長、よろしく願いいたします。

○守友部会長 今日は寒いお天気ですけれども、審議の方は活発にやりたいと思います。

先ほど局長からも話がありましたように、この専門部会は、平成19年度までに実施した事後評価と21年度からの実施手続きという、時系列で少しずつ縦につながっているものと、それからバイオマス関係と地域活性化と横に並ぶものがありまして、縦横複雑になっておりますけれども、そここのところを整理しながら、この間行ってきた政策の妥当性、実際にどうなっているのかというところ、それからこれからどうしていったらいいかというちょっと入り組んだ議論になりますけれども、その辺を整理しながら、皆様方から積極的な御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります前に傍聴の方がおられましたら、留意事項がございますので、それをお守りいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それから、この部会は検討事項、資料など公表しております。ここでの皆様の御発言につきましても名前を表記して公表することにしておりますので、この点は御了承いただけますでしょうか。

今の点、御確認いただいたということで、次に進めさせていただきます。

それでは、今日は配布資料の説明がありましたように、かなりの量がございますので、最初にお手元の資料の4から6について通して御説明をいただいて、その後、皆様から御意見をいただくと

いう形にしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、最初の資料4について仲家課長からになりましょうか。よろしくお願ひいたします。
○仲家中山間地域振興課長 中山間地域振興課長の仲家でございます。私の方からは資料の4、それと資料の5につきまして、その中には先ほど部会長から言いましたが、バイオマス関係の交付金と活性化の関係の元気な地域づくり交付金と2つございますが、それらにつきまして説明をさせていただきます。

それでは、資料の4について、まずバイオ関係についての事後評価結果について御説明させていただきます。事後評価結果の1ページから説明する前にちょっとおさらいだけさせていただきますが、この資料の12ページ、地域バイオマス交付金について若干触れさせていただきます。

12ページをお開きください。このバイオの交付金、13ページにもあるんですが、交付金制度がいろいろ変わってきておりまして、わかりにくいかと思いますが、今バイオマスの利活用の拡大というのは政府挙げての課題ということで、農水省でも農村地域に多く賦存しているこれまではゴミとして処理していたものを逆に資源としてリサイクルする。循環型社会そして環境にも優しい、温暖化防止にもなる、地域の活性化にもつながるということで、今、一生懸命取り組んでおります。

そして、この交付金という制度でソフト支援とハード支援、ソフトというのはいろんな取組に対する支援、ハードというのは実際に原料からいろんなものに変換をするプラント製造への支援です。2種類の事業制度がこの交付金の中には含まれております。ですから、ソフトとかハードという言葉が出ておりますが、後でまた出ますが、そういう趣旨でございます。

そして、この交付金についても13ページにありますように、17年度に、後の元気づくりの交付金とも連動するんですけれども、三位一体改革でいろんな仕組みを改革するというところで、補助金改革というのをやって、従来型の補助金、一律に入口でがんじがらめの要件がいっぱいあって審査して、そのとおり画一的な従来型補助事業から、逆に言うと、入口ではある程度裁量を利かせて、地域のもので取組をしていただいて、入口重視から出口重視ということで、アウトカム成果で評価しようということで、交付金型、いわゆる補助金方から交付金型の仕組みに農水省の政策がかなり変わってきております。

今回は出口の方が事後評価という形になりますので、ここでしっかりとこの制度についての評価をしていただくという、ある意味では非常に重要な仕組みになっております。

そして、19ページをお開きください。今回の事後評価の仕組みをもう一度簡単に御説明しますが、この事業の交付金に取り組むときには上の方からですけれども、取組の主体が目標を設定していただきます。それは数値目標ということで設定していただいて、そして事業が終わった段階で目標の達成状況についてまず事業主体が自己評価を行って県に提出する。そして、県が事業主体の自己評価をまた、やってきたものを受けて、県として点検評価をする。そして、その結果を国に今度は報告をする。

そして、1の(4)のところにありますが、評価結果の取りまとめということで、国は報告を受けたものを併せて、この中で全体としての評価の取りまとめを行うということで、この委員会はそういう場で先生方の意見を聞きながら国として評価をまとめていくという位置づけになります。

評価をやってどうするかというのは、その下の方ですが、評価後の措置ということになりますが、この結果については公表しますし、目標を達成しない場合もあります。そこにつきましては改善計画というものを立てて、目標の実現に向けていろんな取組をやっていただくというようなことで、一番下の方になりますが、なかなか改善が見込まれない、それも非常になかなか実現が難しい場合については一番悪いケースですと、以降の交付停止というようなこともこの仕組みの中には入っているということになっております。

そういう仕組みとしての事後評価ということで、バイオにつきましての結果が今回出ましたので、説明させていただきます。では、1ページからお願いいたします。

まず、1ページ、資料4-1ですが、まず先に地域バイオの交付金のソフトの方の評価ということになります。ということで、今回は完了後これは翌年度にあるということで、対象の地区が51地区、ソフト事業が今回の評価の対象ということになります。下にあるような分類になりますが、目標の達成状況は51地区中50地区が達成しているということです。1地区が未達成ということになります。上の方の(2)になりますが、その1地区については導入した実証機、機械の不具合があって取組が遅れてしまったということですが、その後、現時点においてはそれが改善されたという形にはなっておりますが、この時点では目標が未達成ということが1地区になっております。

次のページをお開きください。2ページですが、目標の達成とこの仕組みを地区ごとに地区の目標と合わせて、その目標の達成のために、更にその中で個別の成果指標というのもつくって、要は目標は1つの大きな目標を柱を目指しますが、それをやるために幾つか逆在中でもう少し具体的な目標を設けて、その達成というものを図っていくという仕組みになっております。

それで、その個別成果指標について51地区について、それぞれ地区ごとに指標が幾つか複数ありますが、すべて達成したのが47地区、51地区中47地区は個別の成果指標についてもすべて達成をしているということになっております。

先ほどのまず目標と個別成果指標と2つあるんですけれども、目標は1地区、先ほどの機械の不具合でできなかったというのが1つありますし、それから個別成果指標の未達成だった地区が4地区ありますが、そこにつきましては、表の上のところに(4)がありますけれども、個別成果指標が一部未達成の地区についての内容につきまして、機械の導入がやはりちょっと遅れてしまって堆肥などに交換、つくり替える時期が遅れてしまったので、その量ができなかったとか、あと、これは廃食用油を回収して、いろんな油にしたりとか堆肥にしたりするのがあるんですが、その廃食用油の回収が住民のいろんな方の合意だとか分別の問題とか、そういうことでなかなか思ったとおりに集め切れなかったとか、そういうことで一部個別成果指標について達成できなかったのがある。ただ、総体的に見るとほとんどのところの地区が達成しているというふうに我々は認識しております。

2ページの下に牛久の事例が書いてありますけれども、これをごらんいただければと思います。

次に3ページですが、目標達成していない場合には改善計画をつくるということになっておりますので、個別指標を含めて個別の成果指標が未達成であった4地区について改善計画をつくってい

ただいてございます。既に4地区が基本的にこの年度中にすべて改善結果が出される予定で、指標が達成される見込みの改善計画ということになってございます。

次のページをお開きください。4ページはもう少し具体的にソフト事業でどのような内容の事業、その取組をやっているかという一覧でございます。左側にありますような事業内容についてソフトの取組をいろいろしていただいているというのが先ほどの地区ということになります。総体的にソフトについてはほとんどのところで達成しているということになっております。

それから、5ページからが今度はハード事業です。実際にプラントを建設したりとかそういうハードな事業になります。これにつきましては今回の評価対象の地区数は18地区がその評価の対象ということになります。結果から言いますと、ハードの方については18地区のうち、目標を100%、完全に達成したのは1地区だけということになっています。

この表を見ていただきますと、目標の達成状況、右側の方に達成率が70%超、50～70、50%未満というふうになっておりますが、ここに書いてあるように、これは翌年度ですので、なかなかいきなりフル回転が難しいこともあり、70%超の達成の地区が5地区、50～70が3地区、50%未満が10ということで、なかなか厳しい状況という現実になっています。その内容については後でまた御説明しますが、実際に50%未満という地区がありますから、これについてはしっかり改善計画をつくって、目標の実現に向けてこれからしっかりとフォローしていくという形になるかと思えます。

次のページをお開きください。6ページでございます。これは今の達成状況を事業主体別、この事業につきましては実際の取組主体が市町村という行政主体の場合もありますし、民間という場合もありますので、それぞれの主体別で今のような目標の達成状況がどうかということですが、今回18地区対象なんですけれども、そのうちの15地区が民間事業者が主体ということで、バイオについては非常に民間の方々の取組が多いということになって、このような形になっているということです。

目標を完全に100%達成しているのが1地区しかないんですけれども、その例が6ページの下に、福岡県の立花町ということで食品残渣「たけのこの皮」を堆肥化して農地に還元するという、これの目標はたけのこの処理能力、量の方で目標としておりますが、予定どおりの量をこのような形で生産しているということで、達成しているという例になっております。

それから、7ページですけれども、今度はバイオマスの事業というのはいろんな原料ということで、材料をいろんな物に変換するのでバリエーションが多いということで、物によってどうなのかということで、ここはバイオマスの種類別でどうかということで、この18地区を分類しております。この表を見てわかりますように、廃棄物系のバイオマスが16地区ですから、ほとんどが廃棄物系、今までゴミとして捨てていた物を資源として利活用する。その廃棄物の種類はこの内訳にありますように家畜の排泄物、食品廃棄物、生ゴミ、廃食用油、こういうような形になってきております。そして、それぞれの物ごとに目標の達成状況が右側というようなことで、家畜の排泄物、食品廃棄物とかこの辺について達成条件が非常に厳しい状態になってきているということ。

先ほど言いましたように、廃棄物を集めるときに分別の問題で厳しかったり、水分が多くてなか

なかできなかつたりとか、そういうことがあったというふうに点検結果ではなっております。

8 ページをお開きください。これは、先ほどのは原料別ですね。今度はそれを何に変換するかという利用形態の方に今度は変わります。それぞれの地区で1つのある物がある物に変換するという、1つのいわゆる単独のプラン事業もありますし、いろいろ複合的にやっている地区もございます。単独地区が多いんですけども、利用の形態とすると、堆肥化、飼料化、バイオディーゼル燃料化ですとか炭化とか、こういう形が多いというようなことになっております。やはり家畜排泄物の関係、農山漁村ですので、堆肥化にするというのは非常に多いということでございます。

そして、9 ページですが、こちらの方が先ほどの達成率がなかなか上がっていないという原因についての分析になります。今回目標値に到達できなかった、達成できなかった理由は大きく3つございます。①、②、③ということで、1つはバイマス発生量が減少というのは、物ですね。原料となる廃棄物とかそういう物、それから食品の残渣、そういう物が予定どおり収集できなかったというようなことです。特に農作物関係については天候によって作物の生産量といいますか収量が落ちてしまったというような地区については予定どおりの量が入らなかったとかそういうようなこともあります。

それから②は施設稼働開始時期の遅れということで、バイオはいろんな新しい技術で変換をするプラントをつくっていくんですが、なかなか思ったとおり機械が動かなかった。動かないというのでしょうか、なかなか順調に動かなかったりとか、それから動き出してから安定的に稼働するまでいろんな調整をしたりする時間がかかってしまって、その所定の量まで達していかなかった。あるいは新しいいろんな施設を導入するときにいろんな法手続が、バイオについてはいろんな関連法律というんですか、手続なり許認可の関係とかもあって、その辺の協議なんかで時間がかかってしまって導入も遅れたということもあるということになります。

それから、③は取組の遅れ2地区。これは先ほどのいろんな原料を出していただく方ですね。そのところの取組が、協力がなかなか思ったとおりいなくて、原料の収集が予定どおりいかなかった、一部しか持ち込めなかったというようなことで、量を達成できなかったというようなことでございます。その一覧が下の表になります。

特にこの表で未達成の17地区についての今の理由別で見ますと、真ん中の機械の不具合とか導入時期、開始時期の遅れということで、特に新しい技術で機械を導入しようとする、その辺の調整に手間取ってしまったというのが5地区もありますけれども、その辺についてこういう状況になっているということです。

10 ページにつきましては、その評価の事例ということで、これは達成できなかった地区ですけども、岐阜県が多治見の例ということで、ここの地区は上の方に取組内容がありますが、家庭から出るゴミとか給食センターから出てくる食品残渣を堆肥化して農地に還元するというのと、合わせて回収した廃食用油の油、家庭で使った油をもとにバイオディーゼルの燃料になるというちょっと複合的な取組ですけども、その目標というのを下の方に事業目標が①と②というふうに2つありますが、達成状況のところをみていただくと分かりますが、①の食品残渣の利用量のところが予定の半分ぐらいだった。廃食用油については予定以上に集まっているんですが、幾つかの指標の

中で食品残渣の量、それからそれを実際に堆肥化する量が予定の半分超ということで、ここは未達成というようなことになっております。

それを今回、これを地区ごとに点検をして改善計画を立てて取り組んでおりますけれども、下のような取組です。ゴミの分別の徹底だとかそういうことによって一部の指標については目標の達成にたどり着いているということで、更にこのような改善の取組をしっかりとやっていって、全体の指標についてしっかりと目標に到達するように、これから取組を更にいろんな形で指導していきたいなというふうには思っております。

11 ページは参考地区の県別の表になっております。あと後ろは参考、交付金事業の予算制度なり指標の参考資料ということでございますので、御参考にしていただければというふうに思っております。

続いて、もう一つの交付金でございます「元気な地域づくり交付金」の事後評価結果ということで、資料の4-2の25 ページをお開きください。こちらの方も先ほどの交付金化の流れ、補助金改革の流れの中でいろいろな事業を統合してといいますか、まとめて非常に地域が取り組みやすい地域の裁量性、自主性でいろんな取組ができやすい交付金に17年度に変えた事業ということになります。

今回のこの事後評価の対象地区数が計画数ですね。これは計画で評価しますが、288 計画ということになります。288 で達成した計画が236 ということで、8割超のところまで計画を達成しているということになっております。

次のページ26 ページをごらんください。この事業はいろんな取組が行われているのですが、大きく4つ目的の事業がこの中で行われます。農村の振興という関係、それからグリーンツーリズムとか都市農業の振興の関係、それから農業生産の基盤の整備。それから中山間地域の振興、山村振興だとか中山間地域に対する振興という大きな4つの柱になっております。そういう事業目的ごとにこのような計画の振り分けといいますか、それぞれの計画内容になっております。1つの計画で幾つかの目的を持っているのもありますし、ソフトとハードと両方ありますので、ここも分類をしてございます。

全体とすると8割超の達成率ということですが、右側にそれぞれの目的ごとに見ますと、低いのは一番下の中山間地の振興のところは50%ということで、全体からするとこここのところの達成状況は低くなっているということになります。

もう少し細かく見ていきますけれども、この事業も計画の目標に対して、その中に更に成果指標という細かい指標をそれぞれの中で設定をして、それぞれの指標ごとに今回終わってからの達成状況についても確認をしております。27 ページのちょっと細かい表になりますが、左の方に必須指標と地域設定指標ということで、必須指標はこの目的成果指標を必ずやってくださいという、この中のどれかを選んでやってくださいということになります。そして、先ほどの目的の4つの柱です、農村振興、グリツリ、生産基盤、中山間、4つの指標の中に細かい成果指標というのを一応示して、この成果指標ごとに数値目標なりを設定して取り組んでいただくというようなことになっております。

細かい対象の計画数は534。これは延べになります。重複しておりますので、先ほどの計画数と

合いませんが、534 に対して、目標を達成した計画数が 474。これは成果指標ごとについてですけれども達成した割合が 88.8%ということで、約 9 割がこの細かい成果指標についての達成をされているということです。ただ、その成果指標についても細かく見ていきますと、この表の右の欄が達成割合、計画が達成している割合ですけれども、50%以下の率を見ていきますと、上の方からいきますと、農村振興では 50.0%、上から 2 つ目。コミュニティビジネスの活動数の増加とか販売額の増加を目標したところがそこまでたどり着いていないということとか、下の方にいきますと、先ほどの中山間振興というのは非常に達成の割合が低かったんですが、具体的に見ていきますと、この中で 33.3%というのが下の方にあります。それと 50%というのがありますが、ここも地域産物の販売額の増加を目標にしたところが、なかなかそこまでできないというようなこととか、地域内の人口の、定住の目標を決めているところがなかなか思ったとおりにいかないというようなことになっています。

次のページをごらんください。28 ページ、達成できなかった地区については計画主体が改善計画を作成し、その計画に沿って更に取り組を進めていくということにしておりますが、まず、目標を達成できなかったものは、未達成が 52 計画あるんですけれども、その未達成の理由が計画主体の責に帰せない部分がある場合はやむを得ないということで、それは改善計画をつくらなくてもいいといたしますか、やむを得ない事情ということが確認できればつくらなくてもいいことになっておりました、2 つの地区についてはやむを得ないということでつくっておりません。この表の下に書いてありますが北海道と愛媛県のそれぞれの地区についてはやむを得ない、天候の不順ということで、異常な早魃でだめだったとか、それから定住人口、人の人数を維持しようと思ったら、そこに住んでいる方が交通事故でお亡くなりになってしまったりとか、本当にそういう事情でやむを得ないだろうということで、そこは改善計画をつくっておりませんが、残りの 50 地区についてはすべて改善計画を策定していただいて、それに基づいた取組を今行っているということです。

そして、29 ページですが、その 50 計画について、改善計画には、また改善計画の中で目標を何時までに達成しようかという目標年度も決めておりますが、ここに書いてありますように、ほとんどの地区で 20 年度、今年度です、もう 3 月ですけれども、今年度中に改善計画によってその取組が達成されるということであって、若干時間がかかるところもありますが、23 年度までには目標達成するというので、今、取組をしていただいているということになっております。

30 ページ以降に今回の対象地区の事例を紹介させていただいております。31 ページは例えば北海道の函館の地区ですけれども、ここは目標を達成しているところということで、都市農地への活用をするということで、下のような取組をある一定面積でやりましょうということで、その面積どおりの都市住民との交流というのがしっかりできたということで、これは達成している例ですね。

それから、次の 32 ページの場合、これも目標の達成率を超えている。これは左側の上が目標で右側が達成状況ということになっています。ということで、これも宿泊数の増加というのを目標に定めたところで実際にそれ以上の方々が宿泊されるようになったということで、これは達成が非常に大幅に上回っているということになります。

それから、次の 33 ページの例は、これは少し達成面に届かなかったという、93%ですから、そ

うということですが、これは販売額ですね。地域の産物の小ぎくの販売額の増加という目標を決めてみんなで頑張ったんですが、少し達成することができなかったということです。そういう場合は右下にありますような改善方策ということで、更に品質の向上だとか、収量を安定させるとか、そういう原因をみんなで考えて、その原因を除去するといいますか、そのための取組をこの地域でこういう形でやっというような計画で今取組をしているということになります。

それから、34 ページは、これも目標は交流人口を増加する、地域の外から人に来ていただくということですね。施設の利用者数を、そこまで数は達しなかったということですが、ここも人は来ていたようなんですが、駐車場が狭くて、せっかく来た方が止められなくて出ていってしまう、要は来れなかったというようなことなので、こういう駐車場のスペースをもう少し、繁忙期というたくさん来るときには周辺の駐車場をうまく使って、その方々がその施設を利用できるような仕組みをつくろうというようなことでやって、逃がさないといいますか、せっかく来た方で車が止められないから行ってしまったりというようなことにならないように地域でやっていくとか、そういうような改善計画で今、取組をしているということです。

それと、下は新潟県の上越について、ここは人口減少地区なので、減少率を抑えるというような取組で、下のような拠点施設を整備をして、転出の人口を抑えようということを目指していましたが、ここは目標以上の、といいますか、思っていた転出人数よりも抑えることができたということで、目標を達成しているといいますか、歯止めを欠けているということです。

それから、次のページは石川県の珠洲。能登半島の一番先になりますが、ここは農業の経営、一次産業の農業をしっかりと安定的に経営の安定を図ろうということで、担い手への農地の利用集積、規模拡大、そういうことを目標にしている地区ということで、ここについては若干目標まで届いていないということですが、これはハード事業とのセットのほか場整備とセットでやっているもので、そちらの方の工事の方が埋蔵文化財、文化財が土の中に埋まっていたので工事が少し遅れてしまった関係で、その担い手の集積というものが基盤の方が遅れたものですから、当初の予定より遅れてしまった。、こちらについて、順調に工事が進み出せば、担い手への農地の利用集積の達成に向けて地域でしっかり合意形成を今図っているということです。

あと、その次の 37 ページは兵庫県の淡路島の、南あわじ市ですけれども、こちらも担い手の農地への利用集積ということで、こちらは目標の達成率を超えているということで、非常に集積が図られているというようなことです。

そして、最後は大分県の国東ということで、これは遊休農地ですね。今よく問題になっている遊休農地を地域の取組で解消しようということでやった事業ですが、これも予定目標面積以上の解消をしたということで、これも目標を上回っているというような例でございます。

ということで、元気の方については数が結構ありますが、総じて達成率が高いということ、あと達成しなかったところについては今、先ほどのように改善計画をすべて出していただいて、また目標年度も設定して、地域で今、取組をしているということで、農水省とすると、この地域の主体の事業ですけれども、都道府県と協力してフォローアップをしながら目標達成に向けて我々も一緒に取り組んで行きたいなというふうに思っております。

資料4は以上でございます。

続きまして資料5になります。「実施手続きの一部改正について」ということで、このような評価をしながら農水省ではそれをまたフィードバックしていろんな制度に反映するといいますか、PDCAサイクルといいますか、ぐるっと回して、こういうような評価をまた計画だとか制度の方につなげていくということもこの目的でもあります。バイオにつきましては、1ページ目ですけれども、毎年度いろいろな制度についても見直しをしたりやっておりますが、21年度の中でもこのバイオの交付金については一部再編なり拡充というようなことで取組範囲を広げ、対象を広げたり、取り組みやすいような形での仕組みに今、改正をしているところでございます。

特に昨年この評価委員会でいろいろ御指摘いただいた点を踏まえて、なるべく制度の方に反映できるものについては21年度の中でも組み込みをさせていただいたようなことで、1ページの下半分の方に事後評価の仕組みとして、昨年いろいろ先生方から御意見としてバイオの取組をやっていくためには一部の結果だけのところだけでなく収集から運搬、変換、そして利用まで1つのシステムとして、取組全体というものをしっかり1つの系としてといいますか、システム系として、輪としていないと、どこかで詰まったら動かなくなってしまう。

それらの一連の取組というものを一体として評価をして事業がうまく持続的・安定的に続くようにする評価手法というのが必要ではないかというような御意見もあったので、21年度の、今回見直しをしている中で、いろいろな評価の仕組みなり、それから地域での取組を事後評価の様式ですとか、書くところにそのようなことが反映できるような仕組みを入れて、来年以降はそれに沿ってもう少し細かい分析とか評価ができるように変更をさせていただいているというようなことです。

そして、更に一番下の菱形の黒ですが、ソフト事業の方についても、これは事業の完了の後に事後評価をやって先ほどのような改善計画をしてフォローしていくということまで今仕組み上にあるんですけども、その後またどうなるんだと。改善計画をつくり放しで、その後はどうするんだと。1回事後評価をやって、改善計画をして、その後フォローをするとは言っても実際にどういうふうにするんだということもあるので、今回は事後評価後の取組についても一定期間経ってからまた報告をしていただくという仕組みをちゃんとビルドインしたということにしております。それは完了後3年ぐらい経ってからと。

これは翌年度が今は仕組みですが、今は事後評価が翌年度なので、でき上がってすぐというと、なかなかさっきのようなまだいろんな取組がまだ安定していないというか、なかなか取組過程で、目標の一番ねらいのところまでいきなりそういう先ほどの収集から全部の仕組みがうまく回るというのはなかなか時間がかかるという場合があるということで、それでも翌年度にチェックをして、改善計画をつくってやってもらうんですが、3年後ぐらい経ったときにそのとおりどうなのかということをしっかりまた報告をしていただくと。またその時点でそれをどうするかということも考えるということで、そういう再チェック、事後評価のもう一回状況についての報告という仕組みを入れたということで、より、何と言うのでしょうか、ていねいな事後の事業のフォローアップということもするような仕組みにさせていただいているということでございます。

あと2ページ以降は今回制度を少し、交付金の仕組みを対象を広げたり、中身を拡充しております

すので、そこの変更点でございますので、これは省略をさせていただきたいというふうに思います。私の方から以上で説明を終わらせていただきます。

○守友部会長 それでは、続きまして三橋農村整備調査官、よろしく申し上げます。

○三橋農村整備調査官 農村整備調査官の三橋でございます。私の方からプロジェクト交付金について説明させていただきます。

資料ですけれども、資料5の最初まず24ページを開いてください。実は昨年8月に農林水産省の機構改革がございまして、当プロジェクト交付金を執行している農山漁村地域活性化支援室は官房から農村振興局農村整備官に移されました。農村整備官付農村整備調査官である私の方から今回このプロジェクト交付金について説明をさせていただきます。

この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は平成19年に制定された農山漁村活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律に基づく事業でございまして、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市の地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るために平成19年に創設されたものであります。主に生産基盤、生活環境、あるいは交流施設などのハードものの整備を行っております。

昨年の当専門部会におきまして当プロジェクト交付金の実施手続につきましては一通り御説明させていただいておりますが、今回は昨年御出席されなかった方もいらっしゃるということもございまして、当交付金の流れにつきまして簡潔に説明をさせていただいたあと、今回の実施手続の変更点につきまして説明をさせていただきます。

まず、24ページですが、ここに交付金の概要を示しております。当プロジェクト交付金は地方公共団体が地域の自立性と創意工夫によりまして、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るための活性化計画を作成しまして、国はその実現に必要な施設整備などの取組に対しまして交付金により支援する、そういったスキームになっております。

その内容は主に3つございまして、まず1点目が農林漁業の振興その他の就業機会の増大に対応するものであります。生産基盤の整備あるいは地域産業の振興に必要な施設の整備でございます。

続きまして2点目。定住促進のための良好な生活環境の確保でございます。例えば今住んでいらっしゃる方がこれ以上出て行って減らないようにとか、あるいはまた外部から来て住み着いていただくと、そういったことを目的に情報通信とか、あるいは簡易な給排水施設を整備する、そういったことを目的にします。

3点目ですけれども、都市等との地域間交流の促進でございます。都市部から人を呼ぶということございまして、市民農園、研修施設、宿泊施設あるいは触れ合いのための施設、そういった交流のための施設整備を行います。

また、24ページの下段に示すように、国費の負担割合というのはメニューによってさまざまでございます。2分の1というのが一番多くて、例えばその場合、もし1億円かかった事業では5,000万円を地元が負担し、5,000万円が国が負担するといったこととなります。

続きまして次の25ページに交付金の活用事例としまして、交流・定住をイメージして例を示してございます。この絵のうち、左から右にかけまして交流、地域間居住、定住と、だんだんレベル

といますかハードルが高くなっています。人口減少に悩んでいる地区では最終的には定住していただきたいと思っているわけですが、その地域の実情に応じた、そういったいろんな整備ができるようになっております。

続きまして、28 ページで、この交付金の実施手続について流れを御説明いたします。28 ページですけれども、まず右上に地方公共団体が活性化計画というのを作成します。地方公共団体には自分が思い立ったアイデアなどの知恵をふるって書いてもらいます。それに対しまして、農林漁業団体とかあるいはNPO法人といったところから御提案がいただければ必要に応じてそれを受け付けて中に組み込んでいくといったようなことで作成します。この活性化計画ができ上がりましたら、インターネットなどにより必ずオープンにするように我々は公共団体をお願いしております。

次に、それを農林水産省に提出していただきますが、当プロジェクト交付金では林野庁・水産庁も含め、所管が広くあるわけですが、そういった所管事業も含めて農村振興局農村整備官でワンストップ窓口として受付をしております。その後、交付対象計画の決定、予算の割り当て、また交付申請、交付金の交付、事業実施と、そういった流れとなります。

続きまして、本日の議題であります実施手続の変更点について説明させていただきます。資料5の17ページに戻ってください。

当プロジェクト交付金では「優先枠ポイント」「優先事項ポイント」「目標水準ポイント」と3種類のポイントを設定して予算の配分に使っております。最も基本的なものは目標水準ポイントです。逆に優先枠ポイントというのは鉄道で言いますと特急券に当たるものでありまして、優先事項ポイントはその中間の性格のものという位置づけになります。一番最も優先度の高い優先枠ポイントといますのは、政策上重要な位置づけを持つために予算の内数として優先的に予算を配分する予算枠を設けているものでございます。平成21年度は輸出促進緊急条件整備事業優先枠と新規需要米生産製造連携対策事業枠を設定したいと考えております。

次の18ページをごらんください。輸出促進枠は農林水産物・食品の輸出拡大といったものが21世紀新農政2008の中でも重要な位置づけをされておりますため、昨年平成20年度に引き続きまして設定しております。また、もう一つの新規需要米生産製造連携対策事業は米粉の活用など水田フル活用を推進する上で重要なものでございまして、これは新規に設定いたします。

続きまして、赤字で優先事項ポイントに移すというふうに書かれております農林漁業再チャレンジ優先枠と農山漁村地域再生対策でございますけれども、これは21世紀新農政2007において重要な位置づけがあったものでありますが、これにつきましては21世紀新農政2008で落ちていることもありまして21年度は優先事項ポイントと、いわゆる前回は特別に予算枠があったんですけども予算枠がなくなりましたものですから、1つ格下げしまして優先事項ポイントとして整理したいと考えています。

続きまして、次の19ページをごらんください。優先事項ポイントといたしましては、その他、耕作放棄地の解消にかかわるもの、また地域再生法による地域再生計画にかかわるもの、また頑張る地方応援プログラムに関するもの、そういったものがありまして、そういったものに当たりますと2点または1点の配分が追加でございます。

続きまして、29 ページをごらんください。これは大分とびましたけれども、最後の目標水準ポイントでございます。この目標水準ポイントの取扱いは平成 21 年度において変更はございません。この取扱いは、まず地方公共団体が活性化計画をつくるときに、29 ページの 15 項目の事業活性化計画目標の中から 1 つまたは複数個の計画目標を選んで、具体的な数値で目標を設定して、その達成計画の中に盛り込んで提出することになっております。

選定された計画目標ごとに、例えば交流人口の増加をもし選ばれた場合には、我々の作業といたしまして、交流人口の増加を選定したプロジェクトをまず全部並べまして、比較し、提案された計画区域外からの入れ込み客の増加率を偏差値化しまして、そこに 1～最大 20 点のポイントを与えて目標水準ポイントとしております。最終的な評価をどうするかといいますと、目標水準ポイントにその他のボーナスポイントである優先事項ポイントと優先枠ポイントを加算して行われます。ただし、優先枠ポイントがついているものにつきましては、予算の範囲内で優先的な配分をしております。以上が今回の変更点に関する説明でございます。

その他、拡充部分としまして 21 ページをごらんください。予算上の変更部分について説明させていただきます。毎年予算要求して制度変更されたものについてはプロジェクト交付金でも反映しております。21 年度の変更点はまずこの 2 の事業内容（1）の 1 の耕作放棄地、真ん中辺ですけれども、例えばアのような耕作放棄地を含む交換分合においては対象地域を中山間地域以外にも拡大したということと、あとは事業要件である集団化率・移動率というハードルがあるんですけども、そのハードルを緩和して従前の半分に下げしております。

続きまして、イのように耕作放棄地を含む区画整理を実施する場合には耕作放棄地の面積割合に応じた促進費を助成するようにしました。

続きまして、2 の（1）の②ですけれども、食料供給力の確保・強化ということで、これは米粉とか飼料用の新規需要米というのがあるんですけども、いわゆる通常の米とはまた違った性格の位置づけのものになります。そういったものを利用拡大するために、生産・流通・加工・販売に関する施設・機械整備についてプロジェクト交付金の対象にするということでございまして、この項目は先ほど説明しましたとおり優先枠ポイントとしても使われております。

そして、③ですけれども、野菜、果樹そういった畑の農業の実需者であります食品加工業者などとの連携を産地が強化していくといったような場合には、営農機械とか加工施設、貯蔵施設、そういったものをプロジェクト交付金の対象のメニューとして追加いたします。

また、（2）で定住環境の整備ということで情報基盤整備を行う場合、インターネットとかケーブルテレビとかそういったようなものですが、条件不利地域や合併市町村で行う場合の国費の割合は従前は 3 分の 1 だったのでありますが、今回は 2 分の 1 に引き上げを行います。

なお、当プロジェクト交付金事業を実施した場合は、事業終了年度の翌年度に事後評価を実施するというようになっておりますが、平成 19 年度に終了した事業がなかったということがございまして、平成 20 年度は事後評価は実施しておりません。そういうことで今回は事後評価がないということでございます。

以上で、交付金の実施手続の説明について終わらせていただきます。

○守友部会長 あと資料6は説明を簡単にお願いします。

○仲家中山間地域振興課長 昨年の専門部会での御指摘を左側に書きまして、それについての対応状況を右側にご書いてございます。1ページ目がバイオマス関係ですが、先ほど説明でもちょっと申し上げました。去年は左側にご書いてあるように、バイオは取組自体が非常に大事なもので、そこをしっかりと評価する仕組みなんですね。そういうことをしっかりと評価の中でやるような仕組みにしていったらどうかという御意見がかなりありまして、それにつきましては先ほども言いましたけれども、そういうことを評価の中でしっかりと記述していただくようなことを今回ビルドインしたということで右側にご書いてございます。

2ページ以降は、プロジェクト交付金ですので、今、三橋調査官が言われたような内容の拡充なり見直しをしているということだと思います。もし、何かあれば、議論の中でお答えさせていただきたいと思います。

○守友部会長 今の点は昨年いろいろ御意見をいただいた結果、農水省の方で対応を考えていただき、そして具体的には先ほど説明をいただいた内容のように変わっていますという説明資料になっているということでよろしゅうございましょうか。あと、参考資料については、説明を割愛でよろしいですか。一応、あくまで参考ということでもよろしゅうございましょうか。

それでは、今、御説明いただきましたが、一番最後に付いている参考資料の一番最後のページに参考資料の2というのが付いております。この専門部会が何をすることの確認でございますので、一応、ここに書いてございますように、実施の手続に関しての(1)成果指標・目標の設定がどうか。それから2番目、ポイント配分の仕組みはどうか、公募の仕組みはどうかという、こういう大枠のところと、それから評価手法です。昨年御意見をいただいて変更したところもありますし、それからただいま御説明いただいたところで、もう少しこうした方がいいのではないかとか、そういった点がございましたら、また、このところで御意見をいただいて、よりよいものに、ぐるぐるといい意味で循環させていくという御説明が先ほどございましたけれども、そういったことをするのが我が専門部会だということを一応確認させていただいて、本題に入りたいと思います。

かなり御説明の範囲が広がるございましたので、少し資料の4のところの部分、特にバイオマスと元気な地域づくりというのがございますが、一応御説明いただいた順に沿って御質問・御意見をいただきたいと思います。

では、まず、仲家課長から御説明いただきました資料の4にかかわりまして、1がバイオマス関係、2が地域づくり関係でございますので、まずバイオマス関係で御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○山下委員 大ざっぱな感想なんですけれども、非常に目標達成に対しての最初の数値が余りにも何と言うんでしょうか、練られていなかったのではないかなということが感じられます。例えば10ページのところに載っています食品残渣が半分しか集まらなかったとか、もちろん、そこで集まらなければ堆肥も半分以下になってしまいますし、どのような形で数値目標を立てたのかなというのをちょっと疑問視するような感じがいたします。そのような感想です。

○守友部会長 いかがでしょうか。目標がちょっとはつきりせず、ぼやっとした形になっていたということですが。

○山下委員 以前にも目標値というのはそんなに地域ではハードルを高くしないだろうという感想を私は述べたことがあるんですが、その目標に対して半分しか集まらないとかという結果が出たところを見ると、どのような形でやられているのかなど。もちろん説明はあるのかと思いますが、ちょっと疑問視するようなどころがありました。

○守友部会長 地域の方は何とか達成しようということで、ちょっと低めに目標を設定していても、結果としてその半分だとかいう形になると、当初の目標というのは一体何だったんだろうかという、こういった御質問でございますけれども、これはどうでしょうか。課長の方からございますか。

○仲家中山間地域振興課長 そういう面もあるかとも思うんですが、設定の仕方がどうなのかというのはかなり地域の方に委ねている部分があるんですけれども、ただ、この仕組みとして、事業が終わってすぐ翌年度の数値なんですけれども、この事業自体はハードについては完了後5年間をかけてその目標を達成するという仕組みなんです。ですから、さっき言いましたけれども、いろんな取組を施設ができ上がって翌年度からフル回転というのはさっきのような収集の仕組みというのがすぐにはなかなかフルにはいかないんで、これは翌年度の数字なので非常に厳しい状況で、ここで100%行けば、いきなりできていけば、3月に工事ができました、4月からすぐに予定どおりちゃんと準備をしておいてやるのが一番いいと思うんですね。

そう目指すんですけれども、やはりすぐには行かない部分があるので、今の仕組みはこの完了後5年間かけてその目標を達成するようにしよう。ただ、1年目にチェックをかけて、そしてしっかり認識をして、改善計画なり、その目標に向けて5年間で達成するためのいろんな仕組みをみんな考えてみましょうということなので、ですから、設定の仕方については入口のところでもう少し練ったりとか実現可能性なりというものを見るべきだろう。これは今いろいろな指摘、バイオについては地区数、予算も非常に増えて、いろいろな取組が一気に出てきていますので、確かに実際に動き出し始めたのが最近が一気に動き出し始めているんですね。

予算が、数年前の今は5倍ぐらいになってきて、どんどん取組を推奨しようということで、なおかつ交付金事業ということで、入口は地域に任せて、あとでチェックして評価しようという仕組みに変えたものですから、あまり入口のところでも厳しい要件設定なり審査とか、目標がこれがいいのかどうかとか、ぎりぎりやらない仕組みとして交付金制度にしているんで、その裏返しとしてこういう結果が今、見え始めて来ているのは事実です。

ですから、これを受けて、我々としてもやはりもう少し入口のところでも今のようなお話について、目標の設定が適切なかどうか、その辺についてはもう少し内部でしっかり見ていこうということで、これから新しい地区を審査する場合には今までの評価結果を踏まえてこれから少し見直しをしていきたいなというふうに思っております。

○山下委員 認識として、地域によって1年目はこの程度で、5年後には100%行くんだぞという、5年計画的に考えてやられているわけですね。

○仲家中山間地域振興課長 基本的には5年間で目標達成までやっていこうという仕組みなので、

初年度で目標を達成していないから全然駄目ということではなくて、より目標に近いところまで1年目で行けばいいんですが、仕組みとすればそういう5年間かけて目標にたどり着こうということにしております。

○山下委員 わかりました。

○守友部会長 よろしいでしょうか。いきなり動き出すのも難しくて5年計画なのですが、可能ならば最初からハイレベルでいいけれども、まずは5年かけて最終的にはきちっとして国民にちゃんと責任も取るようなものにしようということと、ただ、いろいろ入口のところで山下委員の御指摘のようなことがあったので、その点についてはまた次年度に向けて少し御検討いただくという、こういう整理でよろしゅうございますか。

○山下委員 はい。

○守友部会長 では、内山委員、よろしくをお願いします。

○内山委員 今の関連なんですけれども、よく理解できます。それであれば、5年後の目標はこうで、初年度、次年度というふうに段階的な数字をつくってあってもしかるべきで、評価するときはその1年目の評価に対してどうだったのかというのが適切ではないかなと思いました。

以上です。

○守友部会長 そうですね。そうすると、先ほど課長から説明がありましたように、どうステップアップしていくのかという辺りもある程度組み込んだ方がより適切になるのではないかという、先ほどの山下委員の御意見を内山委員が補足されるようなことでよろしゅうございますか。では、よろしくをお願いします。

○二平中山間地域振興課課長補佐 補足なんですけれども、事後評価の目的としまして、通常の補助事業と違いまして、採択時にその補助事業のつくる施設の規模とか、そういったところではなかなかしっかりと見ないというのが交付金の制度ですので、できたものがその目標に対して妥当なものか、大きさがどうなのかということは実際この事後評価時点で見られない。ですので、一応その規模を数字に対してどうかということを、この規模の施設、大きさが妥当であるかどうかということはやはり見なければいけないということがございますので、今、内山委員から言われたように、確かに段階的な計画を持って持ち込むところが非常に多いんでございますが、やはり一応目標数値としては、つくった施設規模に対してどんなものかということはどうしても評価の数値としては扱わざるを得ないと。

そういった中で、再度、改善計画を出していただいて、ちゃんと年度計画をもう一度確認し、それに向かってどういう取組をしていくか。昨年、山下委員からも御指摘を受けたんですけれども、やはり単純にものをつくっただけではなくて、ソフト的な取組、要するに参加する方々の意識の改革というのはどうしても必要になるということがございますので、そういったところを各自自治体が責任を持って、今回この10ページのような事例があるんですけれども、実際ある施設をベースにその周知をしていくというような計画を取り組んでいるところも非常に多くございますので、そういったことも踏まえた全体評価という形になるということを一応御理解いただけたらと思っております。補足でございます。

○守友部会長 よろしゅうございますか。制度のところ、入口というよりも出口をきちっとやろうというように政策体系が変わってきているので、そこの中で微妙な、矛盾とまではいきませんが、少し齟齬が出ているかなという感じですね。

では、この点については一応御説明を了解したということでよろしゅうございましょうか。

そのほか、バイオマス関係でいかがでございましょうか。では、青山委員、よろしくお願ひします。

○青山委員 実施手続の変更にも関係してくるかと思うんですけども、変換物の利用まで一体となったということですが、これまでの評価においては変換物の利用ということの視点というのは入っているのでしょうか。特に堆肥などについては、堆肥をつくるところが目標の 50 %未満ということで、余り過ぎということはないかと思うんですけども、よく堆肥でいうと、使い道がなくて困るといってお話も伺ったりするわけですけども、この辺はいかがになっているのでしょうか。

○守友部会長 その点、ちょっと御説明いただけますか。

○仲家中山間地域振興課長 資料4の5ページの下に事業メニューによる具体的目標ということで、基本的には目標がバイオマス利用量と変換後の成果物量と、量でやるということですから、原料を何トンで、何トンの物をつくる。利用する方ですね。というのは目標という形に基本的にはなっています。この地域モデルという方です。

それから、あと、2種類あって、新技術というグループの事業もあるんですけども、そちらの方は新しい技術ということもあって、施設自体の処理能力とか生産能力というものを目標に一応しているということですので、今のような、一応これが今の仕組み上はこれを設定をしてやるということにはなっています。

○青山委員 では、でき上がった堆肥をどう利用していくかとか、どの程度利用されているかというところは今のところは視点に入っていないということですか。

○仲家中山間地域振興課長 最後はそこに行かないと、さっき言ったぐるっと回って利用されなければ、いくら物ができても余ってそこに野積みにされていたら意味がありませんので、そこは利用の方の仕組みをしっかりとどうなっているかというのは、総合的な評価では我々は当然やるべきだと思っていますし、必須とすると、一応これが指標にはなっているという形なんです。

○守友部会長 最終的にはやはり作るだけではなくて、これをどう利用して、いい農業を支えていくのかということにならなければなりません。一応、今回立てた目標値というのは投入と産出、つまり目標を立ててあって、その目標の何パーセント達成したのかとなっているので、一応、数字上はこれでやむを得ないけれども、今、青山委員から出たようなことは、最終的にはそこも考えないとだめだろうというところは大体共通の認識だと思いますけれども、よろしゅうございますか。

○田中委員 今、青山委員がおっしゃった点だけでも、私はそれは最終的というよりも当然当初から組み込まれておらなければいけないのではないかと聞いておりました。そうでないと、最終的にどうのこうのという話ではないですか。だから、その地区で当然に組み込んでおく話であるのではないのでしょうか。

○仲家中山間地域振興課長 おっしゃるとおりだと思います。ですから、さっき言いましたけれど

も、入口のところでいろんなチェックの成果タイプの事業になっていますから、その成果指標をどうするかということで、今の仕組みにはなっているんですが、実質的にはその出来上がった施設がしっかり稼働して運転されて、収支もちゃんと合わないとはそれは継続できませんから、基本的には今、先生がおっしゃられたことをちゃんと我々としては審査なり、いろんなチェックの時に見て、今、現実的にはやっております。ただ、仕組み上はこういうことで、そこはこれからもう少しビルトインをはっきりするかどうかはちょっと検討させていただきたいと思います。

○守友部会長 よろしゅうございますか。やはり大きな課題だなということをはっきりしていますね。その辺が、この目標値の設定の立て方のところでは必ずしも明確になっていない。重要だという認識は委員の方も農水省の方も共通認識なのだろうと思いますが、そここのところをどうするかと、今、御検討いただくという形で御回答いただきましたが、今日はそんなところでよろしゅうございますか。

それでは、少し、元気な地域づくりの方も踏まえて何か御意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、ページでいくと 25 ページから先になりましょうか。

では、柏委員、よろしくお願ひします。

○柏委員 27 ページに成果指標が出ているわけですがけれども、これを一応アウトカムというふうに見るわけですね。そして、1 事業計画について大体成果指標の数が 1～2 ぐらいですね。

○仲家中山間地域振興課長 平均で割り戻すと 2 ぐらいです。

○柏委員 それで結果として一番右下を見ますと、大体 9 割達成していて、そして達成していない計画もどんどん達成する方向に向けて歩んでいるということで、ほぼ限りなく 100 %に近いということで、これは非常にいいと思うんですけども、ただ、農村政策という大きな目的の中で、こういったミクロの細かい施策がたくさんあるわけですがけれども、こういった細かい施策ごとに見ると大体 100 %ぐらいどんどんいくわけですがけれども、そうするとそういう、この政策だけでなくほかのいろんな農村政策施策をすべてアグリゲートすると、最終的に農村政策としてはそれで成功で農村振興につながるというふうに考えていいのかなのかということなんです。

ちょっとプリミティブな質問をして申し訳ないんですけども、ここに出ている成果指標というのは、事業の予算規模とかそういったものからして、こういった指標をアウトカムとするというのは問題ではないと思いますけれども、限りなくアウトプットに近いアウトカムというようなものもかなりあるような気もするんですね。

ですから、この施策がきちっとやられているかどうかでの判定を 9 割とか 90 %とかそういったこういった指標で見っていくのはそれはそれでいいと思うんですけども、こういった施策がもう少し上位のアウトカムといいますか、そういったものにどういうふう結びついていくのかというような道筋みたいなものは、それはもう仮にそういうようなアウトカム指標をつくって、それに達成している率がかなり低くても、それはそれで全然問題ではないと思うんですけども、むしろ例えば 30 %とか出たとしても、それをより高めていくための道筋みたいなものが見えてくればそれはそれでいいと思うんですね。

ですから、そういった道筋、もう少し上位の、例えばほかの関連施策との連携というのは、どう

いうより上位のアウトカムに接近できるかとか、そういった道筋までどこか少しわかるような感じになればより理解は深まるような気がするんです。つまり、これだけ見ていると、全部いわゆる成功、成功、成功という形で、するといろんな諸施策を合わせると農村政策は全然問題ないことになります。

○守友部会長 なかなか難しい。ここの数値としてはこうなんだけれども、目標は、農村振興でありますので、農村の活性化という場合に、ここのところでもいい数字が出て、それが出たからトータルとしてどうなんだという辺りとの連動性ですか、その辺を、もうちょっと聞きたいという、こういうようなことでよろしゅうございますか。

○仲家中山間地域振興課長 それは我々も非常に悩みのところで、柏先生が言われたところはどうなったらそれが農村振興としての評価としてどうなのかというのは、これは我々もずっとテーマでありまして、いろんな検討会で議論しているんですが、結局、いろんな指標、それを合わせてどうなるんだ、最後と。というところは経済的な所得とか雇用とか定住だとか、いろんなところにかかわっていくので、今おっしゃることはよくわかるんです。どういう形の農村振興に対する政策目標、そして指標、それを達成するためのいろんな政策のツールがありますね。この交付金もその1ツールなんです。

農水省でもいろんなツールを持っています。いろんな補助事業、いろんなことをやっていますし、合わせて農村振興となると農水省だけではなくて、他省庁のいろんなことも地域づくりですから全部絡まってくるんですね。ですから、今のようなお話をどういうふうにするかということになると、これはまた非常に大きなテーマになって、それをまさに今回の食料、農業、農村の基本計画の中で、農村振興の施策をどうするか。基本計画は政府の全体の閣議決定で、各省との連携でつくり上げる計画ですから、閣議決定する新しい新基本計画の中で、その農村振興というものをどういうふうにするかというのはまさにこの1年間かけてまた議論をすることになると思っています。今のような御意見も含めて、何を旗にして、そして何を目指す、具体化する、実現するためのツールとして農水省、各省合わせてやっていくのがいいのかということのを来年までにまた議論していくこととなりますので、非常に重要なテーマだとは思っています。

ただ、もう一つ、この元気づくり交付金というのは19年度でもうなくなってしまって、それで先ほど三橋農村整備調査官が言われましたが、プロジェクト交付金と言うのに、これを母体にして更に農業だけではなくて、林業、水産業という交付金を全部、農林水一体化した、我々よくスーパー交付金とそこは言ったんですが、よく縦割で農と林と手続き等が違っていると、ですから、そこを全部農林水産業全部合わせたプロジェクト交付金という形で19年度から移行したわけですね。

その基は、更に言えば、それは法律ができたんですね。農山漁村活性化法という、まさに今のようなお話が多くて、これは19年度なんですけれども、地域の活性化、都市と地方の格差の問題が非常に焦点になって、各省挙げていろんな地域活性化政策を政府としてやる中で、これは農水省だけではなくて国交省とか経産省とか、各省庁も地域活性化に向けた法律を何本も作って取り組みましょうと、その中の農水省としての農山漁村をどうやって活性化するか、振興を図るかということで、農山漁村活性化法というものをつくって、そして、その活性化法の趣旨というのは地域主体な

んだけれども、市町村とか県が活性化計画というのを法律に基づいて作る。その活性化計画にはしっかりと目標を地域で設定しましょう。

それは、その時の地域を元気にするにはなかなか農村だけではだめなので、交流、2地域間居住、人とか物とかお金を地域に呼び込んで回転させて地域を活性化しよう。人を定住するといっても全部が過疎化で、どんどん人口が減っていく中なので、そんな農村に定住人口を確保とか増やそうなどといってもなかなか難しいので、そこを活性化するにはやはり農村に団塊の世代が退職されるという機会もちょうどそのときにあったので、700万人ぐらいの方が都会からサラリーマンを辞めて、第2の人生のときに、やはり農山漁村は1つの我々としてはそういう人たちもターゲットにして、そういう人たちに農村に来てもらったり、それをきっかけ作りで交流、まず最初はきっかけ作り、少し縁ができれば2地域間居住、少し長く居てもらおう。そして更にできれば定住までもっていききたいということで、交流・2地域間居住・定住という仕組みの活性化法によって頑張ろうということで法律をつくって、その中でさっきのような活性化計画をつくって、目標を設定して頑張る。そのときのツールがプロジェクト交付金なんですね。

その法律に基づく、その活性化計画を実現する一番の核となる予算というか、交付金がプロジェクト交付金で、さっきのような今まであった元気づくりの交付金と林野、水産も合わせていろんな使い勝手のいい形でやりましょうということで、作っているのだから、これはお答えになっているか全然わからないんですけども、そういうことで農村振興なり地域の活性化を、我々としても農水省は常にいろんな取組を、どこから手をつけたらいいか、何をしたらいいのかということ悩みながらも、そういうようなことをやって、そして、さっき言ったように各省との連携で、農商工連携もあるし、いろんなことで農水省だけでは手に負えない部分についてはしっかりとほかの省庁とタッグを組んでやりましょう。

更には地方が主体ですから、そこをしっかりと生かして、地方の主体性、自主性を生かしながら、国はやはりサポートをします。国がこうやって、これやれ、あれやれと言ってもできませんから、そういう横から支える、下から支える国の仕組みというのを、法制度を含めて今、取り組んでいるところです。更に先ほどの基本計画の見直し作業ということの中で、そういう議論もこれからありますので、そういういろんな方の御意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っております。

○守友部会長 よろしいですか。

○柏委員 わかりました。自由記述方式というんですか。これは入れられたわけですね。これは今後ということですかね。入れたわけですよ。ただ、記載がまだ少ないという。

○守友部会長 資料6の1ページ目のバイオマスのところですか。

○柏委員 資料6の1ページの右側の方で、バイオマスのところですか。元気な地域づくりの方でもこういった自由記述方式みたいなものもあっていいのかなというのはいちよとありまして、現場の主体が自由に目標なりそういったものを決めていくということがやはり重要であるということですね。そして国がサポートするというので、その場合でも、一つ一つのミクロの施策がどういう形で将来の展望につながっていくのか、より大きなアウトカムにつながっていくのか、歯車の1つとしてつながっていくのかという、そういう意識を持ってもらうためには、こういった自由記述みた

いなものも元気な地域づくりの方にも入れてみるのは1つ検討にはなるのかなという気がします。

ですから、直接効果だけではなくて、それぞれ地域で考えたより上位のアウトカムに対して、このミクロの施策の直接効果だけでなく、それをやって取り組んでいく中で出てきた間接効果みたいなものを含めながら、どういう形でそれが次のステップに生かされていくのかと、歯車としてより大きな地域の目標に向かって組み込まれていくのかというようなことを、地域の人が自覚してもらうためにも、その辺りを誘導していけば面白いのかなという気がちょっといたしました。これは私の単なる意見でございます。

○守友部会長 どうぞ。御説明をお願いします。

○三橋農村整備調査官 今の元気な地域づくり交付金についての御意見だったかなと思うんですけども、実は元気な地域づくり交付金は現在プロジェクト交付金の方に移行しているという状況でございます。プロジェクト交付金の申請をされるときの活性化計画というのは、これはまさに自由記述になっていまして、しかもその内容はインターネットで公表しなさいと、だれでも見えるようにしなさいというふうに、そういう指導をしておりますので、そういった意味でオープンになっております。ただ、非常によく言われることですが、プロジェクト交付金は何でもできるというふうに言われるぐらい間口が広いものですから、そうしますと、我々の方もなかなか比較したりするのが難しい部分がありまして、そのためということもありまして、いわゆる活性化目標の数値目標につきましては一応15項目を示させていただきまして、その15項目には数字として具体的に明記する。つまり、自由記述プラス数値目標、両方を公共団体の方から提出していただくということで手続は進めております。

○守友部会長 そうしますと、今は次の資料5の方に入り込みましたか、説明ございますか。では、お願いいたします。

○秋永中山間地域振興課課長補佐 元気な地域づくり交付金の方も実は必須の成果指標を設けてございます。そうしないと、いろいろ多様な取組ですので、悩んでしまいますので。例えば地域活動ですとか遊休農地の解消とか。それと加えまして、やはり地域が元気な地域づくり交付金、地域が自ら目標を立てるというコンセプトがございまして、地域設定指標というのを設けておりまして、これに向かって頑張りたいという計画主体の方はオリジナルの目標を立ててきます。ですから、やる気のある方は二段階的な評価をつくるような形で事業展開してございます。

○守友部会長 元気な地域づくり交付金は実はもう終わってしまった交付金なのですね。その事後評価になりますので、そのときには例えば27ページにあるような目標に対して幾ら達成したのかという、これはきちっとやらざるを得ないという枠組でやってきたわけですね。その点を踏まえて、ではトータルとしてどうなのか。ミクロで一つ一つ取っていいぞと言っても、マクロでどうなのかという、この問題を柏委員が御指摘になったわけですね。そのところでストレートに繋がるわけではありませんけれども、プロジェクト交付金の方は自由度を高めていて、いわばある程度の枠はあるけれども、町村の自主性を高めるとか、農林水産関係も1本化していますね。それから窓口も1本化という、こういうような形で少しずつ直してきている。こういうところかと思えますね。

ですから、今日はその前の方の契機づくりですけれども、プロジェクト交付金をどう見るのかというものがまた今後の問題として出てくるということになりますので、そのときには柏委員の指摘にあったような個々のいろいろミクロ的な部分と、全体としてどうなのかというこのところの関連が必ず問題になるだろう。ただ、この専門部会の役割の限定範囲もありますので、そのところで、今日のところはこういう達成率になっている、このところで、しっかり行ったところは頑張ったねと。足りないところはどうフォローするのかという、この辺のところがこの専門部会として確認すべきことかと思いますが、よろしゅうございますか。

続きまして、資料5の御意見をいただきたいと思います。

手続の変更のところなどございます。これについて、昨年の委員会の意見を踏まえて幾つか改善したところがございますので、これについても御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、内山委員、お願いいたします。

○内山委員 資料5-1の1ページのところの「バイオマスタウン構築に向けて取組を着実に進めていく」云々という項目がありますが、是非、今お話をいただいた柏委員それからまとめていただいた部会長とも連動するんですけれども、このところ住民の意識が3年後にどう変わったという、そういう成果もやはり見ておく必要があるなというふうに思います。

あと、全く別のところからでも構いませんか。

○守友部会長 はい。

○内山委員 資料5-1の21ページのプロジェクト交付金の拡充のところではこれは2のところの事業内容について①、②が従来と変わったということについては私は非常にここは評価をしたいというふうに思っています。我々も今、地域の生産者と一緒になって飼料稲や飼料のお米を使った畜産物について取扱いをしているんですけれども、中山間地というよりはむしろ機械化がトラクター等で入って行くところの整備された土壌が耕作放棄になっているところもたくさんあって、それが弊害になっている部分もございますので、こういった形での交付金が進められるのは評価したいと思います。以上です。

○守友部会長 ありがとうございます。これについては回答ということはございますか。何か説明が補足的にございますか。

○仲家中山間地域振興課長 今後、住民意識のそういう変化も含めて、もうおっしゃるとおりだと思います。その辺は、どういうやり方がうまくその辺つかめるのか、ちょっとその辺は勉強させていただきたいと思いますが、考えていきたいです。

○守友部会長 そうですね。地域の方の自由度を増してきた中で、結局、地域の方がどう元気になるのかという、先ほどの指標をどこに置くのかという大きい問題になりますけれども、結局、何か数値だけはいいのだけれども、どうも元気ないというのでは、これまた困りますので、その辺のところは少し御検討いただくということでよろしゅうございましょうか。

○内山委員 はい。

○守友部会長 資料5は資料5-1と5-2がございまして、5-1が地域バイオマスで、17ペー

ジでしたか、これが活性化プロジェクト支援交付金のポイント配分の問題がございます。先ほどポイント配分のところでも少し変更点の御説明がございましたので、この点についても、この資料5にかかわって御意見をいただきたいと思えます。

大きく変わったのは、その新農政 2007 と新農政 2008 との関係で、優先枠が変わったということでございますが、この辺りではいかがでございましょうか。

これは基本的にはよろしいということになりましょうか。要するに政府の全体的な目標の立て方が少し変化してまいりますので、それに対応して農水省も施策を変更していかざるを得ない。そして、また私たちの担当する部分も、それに連動して変わっていくというところで、ここのところで再チャレンジと農山漁村再チャレンジ部分が優先事項ポイントへ、格下げとってはちょっと変ですけれども、ちょっと小さくするということと、それから農山漁村地域再生対策、これを優先事項ポイントの方にするという、これはよろしいですね。

それから、もう一つが新たなところで出てきたのが、従来からそのまま継続するのが輸出促進緊急条件整備という、これともう一つは例の米粉などの問題にかかわる、これが近年大変話題になっておりますので、ここのところを優先の枠とする、ここが新しいところかと思えますが、この辺については皆様いかがでございましょうか。新しい優先枠の中にこれを入れていくという、国の全体としての自給率向上などの課題に対応する形で、この制度も、この枠組に沿ってポイントを変えていく、ちょっと重点化していくということになりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、ここのところの変更点、御提案どおり御了承いただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

あと、全体を通しまして、また少し戻っても結構でございますけれども、少し御意見をいただきたいと思えます。どこからでも結構でございます。

今日、野中委員が、御出席ですが、何か全体的な御感想なり御意見はございませんか。

○野中委員 一言だけしゃべらせていただきます。私も昨年度までは県庁にいましたので、評価を受ける方の側だったものですから、こちらに座っていると何かあれなんですけれど、先ほどの議論の中で、聞いていまして、私どもも県の段階で評価を受けたりなにかしておりますことが、いろんな、今日は事後評価ですけれども、評価の中には最初の設定評価から、事業の中の進行状況の評価から、事後評価になりますよね。いろんな中で、県の中でも議論をしていて、私が悩んだのはやはり評価の項目なり、そこをどういうふうにつくっていくかというのがやはり、今日の話とは離れてしまって申し訳ないんですが、そういう中で、項目をどうつくっていくかというのがやはり重要なんだと思うんですね。そういう意味の中からはいくと、一番先ほども議論になったことが、出口も重要ですけども、入口のところの議論をしていくというのが結構重要なのかなと。それは国の段階でやるのか、県とか市町村段階でやるのかというのは議論があると思えます。ただ、私の悩んであれなのは、評価をしますと、システム全体を考えてシステムをつくっていくんですけども、そういう中からすると、1つのところに入っていくと全体が見失うところがあるんですね。

そのところを先ほども話が出てましたけれども、やはり常にフィードバックして、全体と、何か変なところに行くと重箱の隅のところへ行ってしまう可能性もあるんですね。そこをどうするか

というのがやはり重要ではないかなと思っています。そういう意味ではやはり一番の計画というか、そのところをきちっとするというのが一番重要ではないかなと思っています。

それともう一つ、ついでにあれなんですけれども、いろんな意味で国の方の予算なども先ほども仲家課長の方からありましたことが広くいろんなことを取り組めるようになってきていると思いますが、そのところを県から地方の方にきちっと情報を発信するということが私は今、大事だと思っています。私も県の中にいた中での参考の意見ですけれども、どうしても国が考えていることが本当に横を結び付くのかどうかというのが地方になかなか伝わっていないんですね。ということは、見ますといろんなところでできるようになっているんですけれども、地方に行きますと、1つの計画ではなくて事業ありきになってきまして、事業の中の1つのところに入っていっちゃう可能性があるんですね。

そこら辺がやはり評価を考えるとときには、こういう仕組みでこうだということを主体的に地方に任せてもらいたいんですけれども、それを取り組む段階としてこういう考え方で、こう追っていくんだよという考え方をある程度きちっと伝えていただきたい。一言だけ言わせていただきました。○守友部会長 パンフレットにちゃんと問合わせ先もきちんと付いているんですけれども、いかがでございましょうか。

これは確かにそうだということで、私も制度を勉強しますと、先ほどの元気づくりの方からプロジェクトの方で大分柔軟性を増してくるということと、地方主権という考え方はですね。地方分権といいましょうか、これが出てきている。しかし、では、受け止める方でどうなのかという今の野中委員からの御意見ですね。私も地方大学におりますので、その辺は、野中さんと似たような感じになりますけれども、そのところ、では、せっかくこれだけフレキシブルな制度が出てきたのに、受け止める方がそれに十分対応できているのかという辺り、この辺はかなり重要なかなと思いますね。

ですから、この点で、こういった制度を進めていくとき、より広報を徹底していただくとか、今日の資料には、具体的な事例がございましたね。バイオマスのところとか、元気な地域づくりのところですね。こういう事例をより広く発信して、今回のこういう資料は全部オープンになると思いますけれども、より皆さんに目に触れるというか、情報が入りやすいような形にさせていただくと、なるほどなどと言って、また新しいアイデアも出るだろうと。そのアイデアを点検チェックしながら、またぐるぐると回していくと、農水省としてまた新しい考え方も出せるだろうという、こんなところかと思います。ですので、やはり現場への情報の徹底ということ、これは確か去年、山下委員もおっしゃっておられたと思いますね。これは情報公開をすればするほど、ものはよくなるという原則に沿ってやっていただきたいと、こういう御意見だと思いましたが、よろしゅうございましょうか。

そのほか、いかがでございましょうか、全体を通じて。特にこだわりませんが、ほかにどうでしょうか。

○青山委員 このプロジェクト支援交付金もかなり使いやすい、それから多分、申請する人たちにとっても手間も省けていい交付金なんだろうと思いますが、今、いろんな省庁で大変たくさんの交付金とか、いろいろな支援事業とかがありまして、こういう農山漁村の活性化に、どこでしたか、

内閣官房だったですか、出した何か使いやすい分のまた交付金なりがあって、私がかかわっている別の省庁のこういった支援事業には応募がめっきり少なくなってしまったというようなことがあって、こういういろんな事業の、何か取り合いになっているようなところもあるのではないかと思うのです。

ですので、せっかくこういう使いやすい交付金を是非多くの自治体に使っていただけるように事務局の皆さんたちも頑張っていたきたいなというふうに思っているんですけども、何を聞こうとしたんだったか。済みません。ちょっと質問したいことを忘れてしまいました。

○守友部会長 他の省庁とのバランスですか。

○青山委員 そうそう。済みません。ありがとうございます。よくわかっていただいて（笑）。

先ほどの元気なところにも出てきた農産物を頑張っているところなども販路の開拓とか、実際の売上につながっていくところはまさに農商工連携の問題だと思いますし、また、千葉県の南房総などもグリーンツーリズムを頑張ろうとしているところで、今、やはり経産省の方で民宿の基準をいかに高くしていくかというような、農家民宿じゃなくて既存の民宿のレベルが低いので、それをいかに高くしていくかというのはやはりいろんなこういった1つのプロジェクトを実施するためにやはりいろんな方面からの支援事業を活用しているところがあるんですね。

実務担当者でそういったところに非常にたけている人たちはうまく全体のプロジェクトをまとめて上げていくことができると思うんですが、やはり非常に小さな自治体などでもそういった知恵とかいろんなところの情報を集めるところがなかなか難しいときなどに、是非こういった御相談の窓口などで、そういったこのプロジェクトだけではなくて、そのほかの省庁と連携していくというお話もありましたけれども、そこを是非、広げて、アドバイス、サポートしていったらいいような、評価で、達成できませんでしたねではなくて、是非それが評価に達成できるようなサポートシステムみたいなものを作っていたきたいなということです。

部会長ありがとうございます、フォローしていただいて済みません。

○守友部会長 私も実感でありますので。

ほかにございますでしょうか。野中委員。

○野中委員 今、青山委員言われたようなことですね。やはり地方で仕掛けるという人が、農業はある程度わかっている人が少なくなってきたというのが1つあるんですよ。それは1つは町村合併がありまして、小さいところだと、ずっと農業に長くいまして、その人たちがある程度仕切るから、いろんな補助金とか何かをしても計画がきちっとして、いろんなものを事業を引っ張ってきてやれるというスタイルは何か所かあるんですよ、各県の中でもね。ただ、最近、そういう意味で、先ほども情報とか何かと言いましたけれども、市町村が町村合併をしたことによって人の人員の配置をしていることによって、自分のところの展開する能力というのが非常に弱くなっていることは事実だと思います。そういうところをどうするかというのが我々の県にいたときの課題でございました。

○守友部会長 内山委員、何かございますか。関連して。

○内山委員 関連というか、ちょっと関連しているんですが、青山委員、よくぞ言ってくださった

なというように私も思っていて、今、地方を回っていますと、創造力のある、いわゆる力のあるデザイナーと言うんですか、どう地域を支えていくか、例えばの例を出した方がわかりやすいかもしれませんが、宮城県にある結城登美雄さんが中心になっているお米プロジェクトですとか、徳島であった葉っぱビジネスとか、ちょっと視点が変わるかもしれませんが、星野リゾートの星野さんとか、ああいうデザイン力のある方々がやはり非常に求められていて、そういう人たちの力を借りて地域住民が、力を借りながら、パワーをつけて、その魅力には若者たちも帰ってくるみたいなことがあるので、何とかこっちの方面はしっかりサポートしていただきたいなというふうに思っています。

○守友部会長 ありがとうございます。やはり地域が元気になると若い人も帰ってくるということで、全く私的な話で申し訳ないのですが、先週の土曜日、集落支援員の集会を行いました。170～180 人来れば良いと思って、2 百数十名入れる部屋を借りておいたらとても入りきらないで、第2会場まで広げたという状況でした。しかも参加者は20～30代が中心でした。

ですから、何かいろいろな動きのあるところ、いろんなプロジェクトを上手に組み合わせているところはやはり話を聞きたいと言う動きが出てくる。そして、今、内山委員がおっしゃられたように、そこはやはり若い人も面白いと言うのですね。集落支援員の集会のあとの懇親会の最後のあいさつは20歳の集落支援員さんにやってもらったら元気はつらつなんですね。それは全体の県レベルで面白いプロジェクトをつくっていて、そこに市町村が乗っかっている。そうしたら、若い学生さんが参加してくる。そこで「お前ちゃんと学校へ行っているのか」と聞いたら、「週1回は学校へ行っています」と、「あとは全部農村に入っています」という、そういう若者も出てきているんですね。

だから、やはりその辺の、今、創造力のあるデザイナーという言葉が出ましたけれども、そういうところと農水省のこういう施策とをどう連動させて行くのか、非常に自由度の高い政策ですから、そういった人も取り込み、連携しながらやれるわけですからね。そういったところもアドバイスのところで少し出していただいたらどうかというのが皆さんの御意見かなと思いますが、そんなところでよろしゅうございましょうか。

これは農水省だけであるわけではないのですけれども、そういう視点を農水省の方も持っていただくと、他省庁との関係もうまくいくだろうと思いますし、現場はみんな一つなのですよ。役場は省庁別にならないもので、そのところをどういうふうに皆さんが、せつかくこういうふうに改善していい制度になりつつありますので、そこを御理解いただいて使っていただくかというところですね。その辺が課題かというふうに思います。

あと、そのほか、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そういたしましたら、一応、本日御提案いただいた内容につきまして、資料4、5からずっと6ぐらいまでありますけれども、この達成が未達の部分については改善計画を出していただいているということで、これをより適切な格好で対処していただくということ。それから幾つかの手続の変更の問題もございました。枠の変更の問題、こういう御提起もございました。そういったことも含めて一応今回の事務局、農水省の方から御提案いただいたことは皆さん全体として御了承いただく

ということではよろしゅうございましょうか。

それでは、一応、今日御提起いただいたことは了承した。その上でたくさん御意見ございまして、一気に解決がつかないような問題もあるかと思えますけれども、課長さん、御担当の方からいろいろ御説明いただいた中で、またせっかく出て、ある程度ステップアップしてよくなっておりますので、それをよりよく改善していただくという要望がたくさん出てまいりましたので、それをまた御検討いただくということも確認して、一応今日は閉じたいと思えますけれども、よろしゅうございましょうか。

では、三浦課長の方へお返ししてよろしゅうございますでしょうか。

○三浦農村計画課長 それでは、守友部会長をはじめ委員の皆様どうもありがとうございました。

本日、交付金の実施手続、評価手法等につきまして貴重な御意見等を頂戴いたしましたので、事業の効果的かつ適正な実施に反映させてまいりたいと考えております。

また、農村振興施策全体にかかわる広い視点からも、いろいろ御要望なり御意見をいただきましたので、これも我々十分心して行きたいと思っております。

それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。